

IMF、危機対応支援の一環として 融資制度の改革へ



IMFサーベイ・オンライン
2009年3月24日

ハンガリー、ブタペストのマーケット：世界経済危機の拡大を受け、新興市場並びに途上国を取り巻く環境は益々厳しくなっている。（写真：Newscom）

- IMF、融資・コンディショナリティーの枠組みの抜本的な見直しを発表
- 保険を必要とする優れた実績を有する国を対象とした、新たな信用枠設定も
- 改革は、IMFの融資能力の大幅向上を目指すプロセスを補完

世界的経済危機の中、加盟国を支援する対策の一環として、IMFは、その融資能力の向上を目指し、融資提供のあり方の抜本的な見直しを承認した。同見直しにより、これまでの上限額をこえる融資が要請国の状況に合った条件で提供されることが可能となる。

国際通貨基金（IMF）は、強固なファンダメンタルズと政策、そして政策実施の実績を有する国を対象とした、フレキシブル・クレジットライン（FCL）の新たな設立を発表した。IMF理事会で承認を得られたならば、同クレジットライン—この予防的信用枠は強力な政策的枠組みを備えた国に対する保険証券とも位置づけられる—は、従来のIMF支援プログラムのように政策目標の遵守を条件とするものではなく、必要が生じた際に全額融資が行われるものとなっている。

また、185カ国の加盟国を有するIMFは、非譲許的融資の利用限度額を2倍とするとともに、その伝統的な融資制度であるスタンド・バイ取極の強化や融資条件（コンディショナリティー）の簡素化を図る方針も表明している。低所得国を対象とした譲許的融資制度の補完的改革も順調にすすんでいる。

「これら一連の改革は、IMFの加盟国へ対する支援のあり方の著しい変化を象徴しており、特にこの世界危機の渦中において必要なことである」とドミニク・ストロスカーンIMF専務理事は述べた。「簡素化されたコンディショナリティーとより柔軟性に富んだIMFの融資ファシリティは、特に新興市場並びに途上国を始めとするIMF全加盟国の多岐に渡るニーズに、より効率的に対応することを可能とする。その結果、加盟国の危機克服と、持続的成長軌道への回帰に寄与するだろう。」

G20サミット

この度の見直しは、先進並びに新興市場国から成る20カ国グループ（G20）のロンドンサミットに先駆け承認された。ロンドンサミットでは、IMF財源の大幅な増加に関し協議される見込みである。IMF財源の大幅拡充は、加盟国が融資、もしくは、保険手段を必要とする際、IMFが十分な資金を有しているとの信頼を維持し続けるために必要である。

日本は既に、危機対策としてIMF融資財源強化のため1,000億ドルの追加資金提供を行っており、またEUも750億ユーロの提供を表明している。4月2日のサミットに向け、IMF財源の更なる増加の実現のための努力は続けられている。なお日本からの資金提供以前のIMFの融資財源は、2,500億ドルだった。

新興市場国、逆風の時代

世界経済危機の拡大を受け、海外からの資金流入が減少し、輸出が急減、商品価格が下落しているなど、新興市場並びに途上国を取り巻く環境は益々厳しくなっている。危機が長引くにつれ、益々多くの国では政策運営の余地が限られてくる。IMFによる大規模な融資が、世界規模で起こっているショックに起因する経済・社会的コストの緩衝材（クッション）となり得るとともに、支援が早期に要請されたならば、危機の本格化を防ぐことも可能である。

2009年の世界経済は、年平均ベースで0.5%から1%のマイナス成長になる見込みだが、このような落ち込みは過去60年で初のことである。世界経済は、それでも来年には緩やかな回復を見せると予測されるが、これは金融情勢安定に向けた包括的政策や大規模な財政支援、与信状況の段階的な改善、米国住宅市場の底入れ、そして、原油やその他主な商品価格急落の影響を緩和させる効果（クッション効果）などが前提となっている。

こういった状況に対し、IMFは危機の渦中にある加盟国支援を行っており、これまでに500億ドルの融資を提供しているが、更なる融資の要請に備える必要がある。また融資の他に、政策助言やこれまでに実施された危機対策の評価も行っている。

この度のIMF融資制度の改革により、危機の影響が拡大する中、IMFが加盟国に対し支援をより迅速に行うことが可能となる。今回の融資制度の見直しの目的のひとつとして、加盟国が抱える問題が手に負えなくなる前に、早急にIMFにアプローチできる環境を整備することが挙げられる。

「本日の決定は、IMFの融資枠組みにおける大きな進化だと言える」とジョン・リップスキー筆頭副専務理事は述べた。「我々は、加盟国の声を聞き様々な関係者と協議を重ね、過去の経験を見直すことにより、この度の改革にたどり着いた。これにより、加盟国とIMFが危機予防と危機解決にむけより良く協働する道が開かれると

同時に、現行のIMFの融資財源の大幅な増加に向けた努力を補完するものになると期待する。」

主な融資制度の改定事項

コンディショナリティーの近代化。 IMF 融資の供給の際に要請国に課せられる条件は、加盟国各々の政策とファンダメンタルズに見合った、そして焦点を絞ったものでなければならない。（過去において、一部の IMF 融資には、プログラムの中核的・目的・的・確に沿っていない多数の条件が付随しているとする批判があった。）この度の近代化により、従来の（事後的な）コンディショナリティーではなく、事前の資格基準（過去の実績を重視）により重きを置くことになる。さらに、構造改革は今後、構造的パフォーマンス基準ではなくプログラム・レビューを通してモニタリングを行う。なお、今後構造的パフォーマンス基準は、対低所得国のものを含む IMF の全取極めにおいて廃止される。

フレキシブル・クレジットライン(FCL)。 IMF は新しい信用枠を導入、強固なファンダメンタルズと政策を有する加盟国を対象に、大規模で前払いが可能な融資を提供する。FCL へのアクセスには厳しい資格基準を満たしていることが条件であるため、FCL の下での引き出しの際は、融資要請国と合意した政策目標に縛られることはない。FCL が柔軟であるとする特徴として、アクセス上限が設定されていない、他のプログラムと比較し長期の返済期間（3.25－5 年）、更新が無制限、そして不測の事態に備えた（予防的な）ニーズと実際の国際収支上のニーズ、双方に対し利用が可能であること、が挙げられる。

スタンバイ取極 (SBA) の強化。 今回の改革では、FCL 適格国と認められないが、FCL と同様の保険的機能を必要としている国に対する融資にも柔軟性を持たせている。これらの国は高次予防的 SBAs (HAPAs : ハイ・アクセス・プレコーショナリー アレンジメント) を、通常の融資手段として活用できる。FCL 同様、予防的な SBAs は国特有の状況を考慮すると同時に、要請国の政策や外部環境によっては融資の前倒しも可能となっている。

融資利用限度を 2 倍に。 加盟国の通常の融資利用限度が 2 倍となった。新たな非譲許的融資の年間並びに累積融資利用限度は、それぞれクォータの 2 倍、6 倍と制定された。このように制限が高次に設定されたことにより、加盟国の財政ニーズを満たすに十分な資金にアクセス可能だという信頼を、加盟国に与えることができる。

コスト並びに満期構造の簡略化。 IMF からの借入に対する適切な動機付けを促進するため、IMF 融資のコスト並びに満期構造も見直しが行われている。

融資手段の簡素化。 改革の一環として、活用されることがほとんどないファシリティは廃止される。廃止されるものは、補完的準備融資制度、輸出変動補償融資制度、短期流動性ファシリティとなっている。短期流動性ファシリティの主な特徴は、FCLに受け継がれることとなる。

低所得国向け制度の改革。 IMFは低所得国向け融資制度の改革も推進しており、IMFの譲許的短期融資および緊急融資の提供能力の強化にも努めている。IMFは、また低所得国向け譲許的融資能力を少なくとも倍増することも目標としている。

本稿へのご意見は、imfsurvey@imf.orgまで。